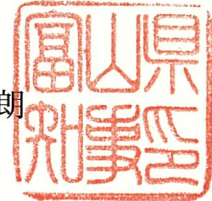


漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ（小型魚）」の漁獲量等の公表について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条に基づき、本県の知事管理区分における漁獲量等を公表します。

令和 8 年 2 月 2 日

富山県知事 新田 八朗



1 特定水産資源の種類

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚

2 管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

3 対象となる知事管理区分及び期間

新湊漁業協同組合（定置漁業）

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

4 知事管理区分の知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の総量の割合

89 パーセント（A／B）

漁獲量 34.73 トン（A）

知事管理漁獲可能量 39.23 トン（B）